

# 宇部市障害福祉プラン（案）パブリックコメントの実施結果について

資料 2

## 1 実施概要

- (1) 意見募集期間：平成30年1月19日（金曜日）から平成30年2月9日（金曜日）まで
- (2) 意見提出者：6人
- (3) 意見件数：41件

## 2 プラン案に関するご意見と対応（41件）

項目	件数	対応区分			
		①意見を踏まえて反映するもの	②意見の趣旨や内容について既に記載済みのもの	③実施に向け検討、実施の際に参考とするもの	④その他
計画全体に関すること	0件				
第1章 プラン策定の概要	2件	2件			
第2章 本市の障害者等の状況	0件				
第3章 計画策定の基本課題	1件	1件			
第4章 計画の基本理念と目標	4件	2件			2件
第5章 第四次宇部市障害者福祉計画					
・互いを理解し、共生するまちづくり	(11件)	(10件)		(1件)	
・ともに学び育つ	(7件)	(5件)		(1件)	(1件)
・ともに自立し安心して暮らす	(4件)	(2件)		(1件)	(1件)
・ともに働き楽しむ	(1件)	(1件)			
計	23件	18件		3件	2件
第6章 第5期宇部市障害福祉計画及び 第1期宇部市障害児福祉計画	7件	2件	3件		2件
その他	4件			4件	
合計	41件	25件	3件	7件	6件

◇ プラン案に関するご意見と対応

番号	ページ	意見の概要	意見に対する市の対応	区分
<b>第1章 プラン策定の概要</b>				
1	P 1	<p>プラン策定の概要について タイトルの「プラン」が、何を指しているのかわかりにくい。また、改定・検討しようとしている各計画の関連性がわかりにくい。</p> <p>それぞれの計画が、だれのために、何を目的に作成されるのか、それぞれの関連性と当事者にとっての意義をわかりやすく解説していただきたい</p>	<p>第1章プラン策定の概要の計画策定の趣旨を下記のとおり修正します。</p> <p>「宇部市障害福祉計画は、今後の宇部市の障害者施策の方向性を示す総合的計画であり、その中のサービス分野の取り組みについて具体的な数値目標等を定めた実施計画が宇部市障害福祉計画、宇部市障害児福祉計画です。」</p> <p>「このたび、これらの計画が改定時期を迎えたことから、障害者を取り巻く課題を整理し、第四次障害者福祉計画、第5期障害福祉計画及び、第1期障害児福祉計画を策定しました。」</p> <p>「本市の障害者の福祉の更なる向上を図っていくためには、これらの計画を一体的に進める必要があること、そして、目指す方向性を、行政、関係機関、障害当事者、支援者などが共有するため、これらの計画を「宇部市障害福祉プラン」として一冊にまとめました。」</p>	①
2	P 4	<p>主な法制度などの動き表全体について 障害者福祉計画、障害福祉計画が作成された時期を表に入れていただけると、法改正等との関連がわかりやすいと思います</p>	<p>〈主な法制度などの動き〉の表内に計画作成時期を追記するとともに、各計画の期間を表にして入れ込みます。</p>	①
<b>第3章 計画策定の基本課題</b>				
3	P 16	<p>基本課題3 安心な暮らしのための支援の充実 で、重症心身障害児者の課題について、ふれていただきたい。</p> <p>今後の福祉施策として、重症者への対策の充</p>	<p>基本課題3 安心な暮らしのための支援の充実 福祉・生活支援の分野に「重度心身障害児・者、特に医療ケアが必要な人が地域で安心して暮らすことができる体制の整備が求められています。」を追記します。</p>	①

		<p>実、医療的ケアの必要な障害者への対策が取り上げられている。この計画は将来に向けてのものだと考えられますので、4つの課題のいずれかに含めていただきたい。</p> <p>医療的ケアの必要な当事者にとっては、24 時間をカバーできる支援体制が必要と思われる。</p>	<p>また、(6) 福祉サービスの充実 ④障害児福祉サービスの充実に、「■医療的ケアが必要な障害児の地域生活を支援する体制を整備するため、関係機関の連携体制の構築を図ります。」と記載しています。なお、障害福祉計画(5)障害児支援の提供体制の整備の方策の方向性を「①医療的ケア児の支援」と修正し、取組内容に「■医療的ケアが必要な障害児の地域生活を支援する体制を整備するため連携体制の整備に向けた協議を実施します。」を追記します。</p>	
<b>第4章 計画の基本理念と目標</b>				
4	P 1 9	<p>第4章 計画の基本理念と目標についてこの章は、プラン策定の概要と併せてはどうか。</p>	<p>計画の策定にあたっては、前計画の取組を評価し、当事者やご家族等の意見を踏まえたうえで、課題を整理しています。次期計画は、その課題を解決するための取組をまとめておりますので、素案のとおり、概要→障害者等の状況→基本課題→基本理念→目標という順の構成にします。</p>	④
5	P 1 9	<p>「1. 第四次障害者福祉計画」第4章 第四次宇部市障害者福祉計画」として章立てをすると、同じ言葉が何度も出てこないのわかりやすいのではないか。</p>	<p>第4章を障害者福祉計画とし、第5章を障害福祉計画へ構成を見直します。</p>	①
6	P 1 9	<p>なぜ、福祉計画が必要なのか、「基本理念」を、わかりやすい言葉で説明をしていただきたい。現状では、“位置づけ”としての内容になっているのではないか？</p> <p>第1章プラン策定の概要と同じような言葉が並び、何を目的に、何を指すのか、わかりやすく整理していただきたい。</p>	<p>基本理念に、「上記理念のもと、次の4つを基本目標として掲げ、目標達成に向けた施策を展開することで、障害がある人も、お互いを理解して個性を認め合い、地域において、ともにいきいきと安心して暮らすことができるまちを目指します。」を追記します。</p>	①
7	P 2 2	<p>「3 目指す成果」では理解度の割合だけが90%</p>	<p>いきいきと安心して暮らせる地域共生のまちづくりをするため</p>	④

		と目標値が示されている。他の成果目標はどうなっているのか、と不自然な感じがします。	には、障害がある人に対する市民の理解が進むことが不可欠です。そのことから、目指す成果を障害者への理解度としました。この計画で掲げた諸施策が進むと、障害のある人が「理解されていると感じる」割合が高まることから、高い目標設定をしています。	
<b>第5章 第四次宇部市障害者福祉計画</b>				
<b>基本目標 I 互いを理解し、共生するまちづくり（ユニバーサルデザインのまちづくり）</b>				
8	P 2 3	施策の体系について 新たに取組むことになった「施策の基本的方向」については、(新)と示していただけるとわかりやすい。	新たな取組み等の表記については、作成する概要版で表記します。	①
9	P 2 5 ほか	施策事項・施策内容の前に『「障害についての理解促進」施策事項』のようにタイトルをつけると、「現状と課題」に対する施策の具体的な方向性が見えてくる。	施策事項の前には、それぞれに施策の基本的方向をタイトルとして入れ込みます。	①
10	P 2 5	障害者理解を促進するため、当事者の力を生かすことに触れている。障害者理解のための講師リストを作成しているが、講師リストの更なる活用を明記したらどうか。また今後は、活用の検証も必要。報告書の内容により、何が課題かがわかると思う。	障害者理解講座のための講師リストには、障害当事者や支援者等が講師として紹介されています。施策内容には明記していませんが、障害当事者と連携した啓発活動として「講師リスト」にある講師のみなさんと更に連携した取組みをすすめます。検証等のご意見については、今後の参考とさせていただきます。	③
11	P 2 5	②学校での理解促進の施策内容で、小中学校、高等教育機関等と記載されており、高等学校が入っていないが、等の中に含まれているのか。	高等学校については、高等教育機関等に含まれていましたが、「小中学校、高等学校及び高等教育機関」とし、高等学校を明記します。	①
12	P 2 7	選挙権を行使しやすいように、投票時の支援や広報等情報のバリアフリーなど、投票時の配慮に	心のバリアフリーの推進 施策事項①行政サービスにおける配慮の実施の施策内容に「■選挙等において、投票時の支援	①

		ついて触れてもらいたい。	や、広報等の配慮に努めます。」を追記します。	
13	P27 P29	(2)情報バリアフリー化の促進について 「コミュニケーション支援体制の整備」について、本文でも、表でも、手話通訳者、点字、要約筆記は明確に出ているが、コミュニケーションが苦手な方への支援体制については、“等”と表現がされていて、具体的表現がない。表現しにくい点ではありますが、ご検討いただきたい。	①市の業務の情報バリアフリー化の充実の施策内容に 「■言語障害、知的障害、精神障害、発達障害など、様々な障害に配慮し、わかりやすい表現、簡単な文章の利用、ルビの添付、ゆっくりと話すなど、個々の状況に応じた配慮を行います。」を追記します。	①
14	P29	コミュニケーション支援員の配置について、視聴覚障害以外の場合にも具体的に表現していただきたい。	①市の業務の情報バリアフリー化の充実の施策内容の手話通訳をはじめとするコミュニケーション支援を実施する専門員を配置とは、手話通訳に限らず、障害の特性に応じた配慮が行える支援員の配置を行う予定であり、「障害の特性に応じた適切な」を追記します。	①
15	P27 P29 ほか	コミュニケーション支援について、計画案のいろいろなところに出ているが、聴覚障害者を前提とした内容になっていないか コミュニケーション支援条例では、対象を視覚、知的、発達、精神等にも広げているのではないか。	③コミュニケーション支援体制の整備の施策内容を下記のとおり修正します。 「■地域住民が自分にできる支援を行うことで、障害者が地域で安心して暮らせるよう、コミュニケーションサポーターの養成を行います。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や同行援護等の支援者の養成講座の受講や資格取得にかかる費用を助成し、専門的支援人材の確保に努めます。 ■意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、専任の手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を継続します。 ■専門的な支援者を確保することで、支援者の活動と当事者へ	①

			<p>の支援の拠点づくりを目指します。</p> <p>■ボランティア等の支援者の活動のための備品等を整備し、ボランティア活動しやすい環境を整備します。」</p> <p>また、宇部市コミュニケーション支援条例をプランの資料編に添付します。</p>	
16	P29	<p>同行援護の従事者が不足している。養成機関の確保が大切。たとえば、社会福祉協議会に研修機関になってもらうなど。また、受講料の助成もあると良いのでは。</p>	<p>③コミュニケーション支援体制の整備の施策内容に、</p> <p>「■意思疎通が困難な障害がある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や同行援護等の支援者の養成講座の受講や資格取得にかかる費用を助成し、専門的支援人材の確保に努めます。」を追記します。</p>	①
17	P32 ほか	<p>地域障害者の生活について、地域で暮らすためにはヘルパーの確保が重要になるが、訪問介護事業所においてはホームヘルパーの人手不足が深刻な問題となり、運営がままならない事業所や、利用者においては複数の事業所をまたがって利用しなければならない現状がある。障害者支援の知識のあるヘルパーの人材確保や、人材不足による事業所の運営の在り方からも金銭面だけではない補充事業を行う必要があるのではないか。</p> <p>身体障害者向けの支援は今後高齢化が進むことによって障害者の支援と重なる部分が多くなると思われる。</p> <p>また、鶴の島市営住宅にある重度身体障害者支援住宅のように各市営住宅に、24時間体制の訪問介護事業所もしくは地域包括支援センター等を設置することで市営住宅に住む障害者の支援を委</p>	<p>人材の確保としては、障害者福祉計画の施策分野3 (1)人材の養成・確保に施策をあげています。特に宇部市独自の施策としては、福祉専門職の確保のための新卒者の就職支援を行う就職支援助成制度や、移住促進としての家賃助成を行う専門人材誘致家賃助成金、資格取得に要した費用の助成を行う移住者キャリア形成支援助成金などの助成制度があります。このようなことから①相談支援・サービスの人材確保の施策内容に、</p> <p>「■市への移住定住施策と連携して、福祉・介護人材の確保に努めます。」を追記します。</p> <p>なお、その他にいただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	①

		託するなど、他の地域にも同じようなシステムを取り入れてはどうか。		
18	P33 ほか	基本目標の取組み関連指標について、なにと、どのように関連しているのか、わかりにくい。 p.32の「人材の養成・確保」に関する基本目標につながるように読めますが、「基本目標Ⅰ」全体の指標であるなら、その点がわかるように、表のタイトルを入れた方がよいと思われる。	基本目標に対しての関連指標を示しており、基本目標を明記します。	①
<b>基本目標Ⅱ ともに学び育つ</b>				
19	P38	①就学相談の充実 施策内容の欄 1行目 「ワンストップの総合相談窓口」は、どこの相談窓口かわかりにくい。 例えば、「特別支援教育推進室に設けられた」などのようにしてもらえると、相談窓口について理解しやすい。障害福祉課との連携についても明記してもらいたい。	①就学相談の充実の施策内容内のワンストップの総合相談窓口の前に「教育委員会内に設けられた」及び連携先に「障害福祉課等市の関係課や」を追記します。	①
20	P38	②教育相談の充実 施策内容の欄 下から2行目 「ひきこもりや発達障害等に…」 SSW、SCの増員あるいは充実は検討されているかどうか、検討されているのならばそのことに言及していただきたい	■ひきこもりや発達障害等に関する専門相談支援機関との連携強化を図るの後に「とともに、児童生徒とその家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉を繋ぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置や、児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーによる支援の充実を図ります。」を追記します。	①
21	P39	インクルーシブ教育システムなど、言葉に説明を入れてほしい。	用語解説を作成し、説明します。	①
22	P40	①インクルーシブ教育システムの推進の施策内容について	共に学ぶことを目指すの前に「できるだけ同じ場所で」を追記します。	①

		<p>■障害のあるなしに関わらず、共に学ぶことを目指し、に「できるだけ同じ場所で」を追記するべきだと思う。</p>		
23	P40	<p>できるだけ同じ場を追加することにより、以降に書かれている施策内容も、できるだけ同じ場で…を目指すために何を行っていくのか具体的な内容を追記する必要があるのではないか。</p>	<p>特別支援教育で実施する事業のうち具体的な取り組みとしては、(2)特別支援教育の充実 ③交流及び共同学習の推進で記載しておりますが、障害のある子どもと障害のない子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかの視点で様々な事業を実施することにより、インクルーシブ教育を推進することとなります。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
24	P40	<p>学童保育クラブの充実(3行目) 「…障害特性等に配慮を行うために必要な施設や設備を整備するなど…」のように説明されているが、「人材」も入れていただきたい。 こども福祉課との連携についても言及していただければ、現実性が増すのではないかと思います。</p>	<p>人材としての施策内容として、「■障害児受入強化を図ることを目的として、学童保育クラブに対して、人材の配置にかかる支援を行います。」を追記します。なお、計画の諸施策は、障害福祉課及び市の様々な担当課が遂行しますので、計画内に担当課を明記しませんが、障害福祉課において進捗状況を確認しながら連携して取り組みます。</p>	①
25	P41	<p>関連指標の表 「通級指導教室での指導内容の満足度」の欄で、目標値の設定について、「満足度」が設定されているが、利用者の満足度では、今後の課題に結びついていかないのではないかと思います。 利用できない、あるいはできなかった子どもの保護者がどのように感じているのかが明らかになって初めて、指導教室の設置数の目標が出てくるのではないかと思います。設置基準に縛られることなく、子ど</p>	<p>通級指導教室での指導内容の満足度は、現在の制度や指導内容の充実を図るための指標となると考えています。なお、保護者の様々な意見の把握に努め、よりよい通級指導教室の運営につなげていきたいと考えています。</p>	④

		もにとって必要な学びの場を充足させていただきたい。		
<b>基本目標Ⅲ ともに自立し安心して暮らす</b>				
26	P44	障害者相談員についての記載があるが、障害者の支援を行う役割を担う人として、もう少し強調できないか。	宇部市障害者相談員は、当事者の様々な相談に対応する相談窓口の役割を果たしていただいています。今後も市の総合相談との連携を強化していただくことにより、更に障害者への支援が充実するものと考えていますので、①総合相談支援の実施の施策内容としては、このまま掲載します。	④
27	P48	③権利擁護、成年後見事業の充実について、宇部市社会福祉協議会の『お気軽☆成年後見』が宇部独自の仕組みで身近な取り組みとして実施されている。	③権利擁護、成年後見事業の充実の施策内容に「■宇部市社会福祉協議会が実施する法人成年後見人等受任事業「お気軽☆成年後見」を周知し、利用の促進を図ります。」を追記します。	①
28	P48 ほか	権利擁護事業、成年後見制度の充実と、相談窓口や署名代理人などについても触れていただきたい	権利擁護事業、成年後見人制度については、P48(5)親の高齢化(親亡き後)を見据えた支援の実施の施策事項③権利擁護、成年後見人事業の充実に記載しています。また、相談窓口として施策内容に「宇部市社会福祉協議会による常設相談や司法書士など専門職団体による無料相談会などをはじめ」を追記します。なお、署名代理人については、特別に計画には記載しませんが、親亡き後の支援の課題のひとつとして認識しておりますので、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。	①
29	P54	避難所について、いろいろな障害種別があり、その人たちが一緒に避難生活を送ることは難しいと思う。障害種別ごとの避難所の拠点を作ったらどうか。(各校区には必要ないが、市内に1か所ずつで	災害時の支援対策として、避難所において必要に応じ個室や間仕切り等の必要な配慮、環境整備に努めていますが、特別な支援が必要な避難者については、協定した施設の福祉避難所へ避難できるよう体制の整備に取り組んでいきます。いただいた	③

		もあるとよい)そこに避難するかどうかは本人の自由で。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	
<b>基本目標Ⅳ ともに働き楽しむ</b>				
30	P56 ほか	<p>重度障害者が就労支援施設に通所できない場合、仕事をしたくても仕事ができない状況にあるとの意見がありました。就労促進のためには、在宅で仕事ができるような支援制度が必要と思われます。</p> <p>就労継続支援だけでなく一般就労についても、在宅障害者(通勤の難しい重度障害者)で、就労意欲が有り、職種業務に対して能力を持っているのに、通勤困難や体調の普遍性、仕事場の環境の理由のもと就労できない障害者に対し通勤の補助や自宅勤務など幅広い支援の方法を模索する必要があるのではないか。</p> <p>近年インターネット等の普及に伴い一般の健常者でも在宅勤務や遠隔地に置いて就労することが可能となっており、企業や事業所などへ援助することで就労が可能になるのではないか。</p> <p>移動支援については就労及び通学に利用できない状況であり、タクシーやバス等の交通手段のバリアフリー化が進んでいない状況であり、それに代わるものを用意すべきではないか。このようなことから移動支援の通勤の支援援助の解禁、もしくは一般企業や就労継続B型の重度身体障害者のサービス利用を促進するためにインターネット等イ</p>	<p>IT技術の発展等により、在宅での雇用の機会も増えており、企業等への障害者雇用の啓発に取り組んでいくことから、障害者福祉計画 基本目標Ⅳ 一般就労・福祉的就労の推進 (1) 一般就労の促進①障害者雇用の促進の施策内容に「■ICT等の活用による在宅ワークの促進など、多様な働き方への理解を進め、障害者の就労の機会を広げます。」を追記します。</p> <p>なお、その他にいただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	①

		ンフラ整備補助事業を行ってはどうか。		
<b>第6章 第5期宇部市障害福祉計画及び第1期宇部市障害児福祉計画</b>				
31	P66 ～ P74	1～5 進捗状況と課題に、今後の方針も含まれている項目と、進捗状況のみのものであるので、今後の方針については「2 成果目標の設定と方策」にまとめた方がよいのではないかと感じる	本項目については、今後の方針を掲載したものではなく、第4期宇部市障害福祉計画の進捗状況及び課題を掲載しており、達成が難しかった項目について課題を個別に掲載しています。	④
32	P67	(3)福祉施設から一般就労への移行等 「福祉施設」が何を指しているのかがよくわからない。 入所施設？ 通所施設？ 福祉就労施設？	同ページの表の下部に 「福祉施設」：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)の記載しておりますが、わかりやすくするために文字のフォントを修正します。	②
33	P75	6 障害福祉に関する意見交換会等からの課題について、意見が、障害者福祉計画と重なっているように思えるので、計画策定の課題のところで、取りまとめてはどうかと思います。	今回の改正につきましては、第四次宇部市障害者福祉計画への策定と同時期ということもあり、意見交換会等で同時に意見をお聞きしています。そのため障害者福祉計画と重なる部分もありますが、いただいたご意見のうち、本計画に関するものだけを抽出し、課題を明確にするため、当該ページに掲載しています。	②
34	P93	施設入所支援は、実績率 100%を超えています が、今後減少する目標値となっています。福祉施策そのものが在宅福祉に移行することを目指しているとはいえ、グループホーム等地域生活への支援が具体的に示されないと、不安が増すのではないのでしょうか？	国の基本指針として、施設入所者を地域へ移行していく方向性が示されているなか、本市においても同様の目標としていますが、居住系サービスにおける見込量確保の方策として、「グループホーム等での地域生活の体験など地域移行地域定着支援を強化していくとともに、居住サポートの構築や地域の障害者理解の促進に努めます。」を追記します。	①
35	P95	3障害福祉サービス等の見込量と方策の(1)自立支援給付(d)相談支援における見込量確保の方策にある他施策との総合的ケアマネジメントや、関係機関とのネットワーク構築とは、例えばどのよ	相談支援における見込量確保の方策の当該箇所について、下記のとおり修正します。 「高齢障害者の意向を尊重し、個々の状況や生活ニーズをきめ細かに汲み取ることで、必要に応じたサービスの継続を行	①

		うな取組をされるのか。	い、サービスが途切れないよう、共生型サービス事業も視野に入れながら、幅広いプランの作成と、地域が有機的に結びついた総合的なサービス提供体制の構築に努めます。」	
36	P100	日中一時支援サービスの利用実績は100%を超えています。今後のサービスの利用見込み値の設定はほぼ同じあるいは減少傾向にあるのではないのでしょうか？	利用について、第4期宇部市障害福祉計画策定時の平成29年度見込値が、平成28年度実績を下回っていますが、平成27年度、28年度、29年度と利用実績は増加しています。 よって、2%の利用増加を見込み、障害者(児)の日中活動の場の確保に努めていきたいと考えています。	④
37	P101	障害児支援のうち発達支援・放課後等デイサービスについては、7%～10%程度増の利用見込みとなっていることは評価できる。ただ、これらの支援が増えるのであれば、同程度に重度の子ども達の支援の必要性も増加すると思われるのですが、いかがでしょうか？	重度の医療的ケアが必要な児童の支援については、3障害福祉サービス等の見込量と方策(3)障害児支援 障害児通所支援における見込量確保の方策に記載しています。	②
<b>その他</b>				
38	その他	この度の宇部市障害福祉プラン(案)の作成までの手順は、大変良かったと思う。市民との意見交換会を重ね、ワークショップも行ったことで、当事者、家族、支援者等の思いをしっかりと受け止めたものができていると思う。 この度の方法を、次回作成時にも実施できるよう、記録を残しておいてほしい。	計画策定にあたり実施しました市民や事業所との意見交換会や、障害者団体への説明会等については、プランの資料編の策定経過に掲載します。	③
39	その他	地域生活支援事業において市が支援している活動を市民に広く知らせるため、明確に広報活動を行う必要があるのではないかと。パンフレットや広報などを使い紹介すべきではないかと。	自発的活動支援事業については、「宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金交付要綱」に基づき、障害者やその家族等が、情報交換できる交流会活動やボランティアの養成活動を実施する団体に対して、助成金の交付等を行っています。今後も	③

			引き続き、障害者に対する市民の理解の促進及び障害者の社会参加の推進を図るため、広報活動を充実していきます。	
40	その他	就労に関する支援について、福祉サービスとして就労継続 A 型については一般企業の参入により事業所数が増え、従事する職員が障害に対しての理解が少ないと感じられる。研修制度などを取り入れ、職員の資質を向上させる必要が急務であると思われる。この点の支援を行政サイドとして行われてはいかがか。	就労支援ネットワーク等と連携して、職員のスキルアップの取り組みを進めるとともに、市の専門的支援機関等と連携して就労事業所の支援員に対しての障害者理解講座を開催するなど、本市においてもスキルアップ研修等に取り組んでいきます。	③
41	その他	就労継続 B 型と生活介護の利用者がほぼ同数になっている点について、福祉的就労を希望しても自立度によりサービスを受けられないと言う現実には、本来の目的とかけ離れているのではないか。もう少し就労継続 B 型の障害の重度を理由とした契約不成立を減らし、少しでも働く意欲のある障害者を福祉サービスとして利用者に門戸を開く必要があるのではないか。	市では、本人の障害特性や状況にあった就労支援を実施しており、就労先等を決定する際には、計画相談支援専門員の支援等のもと、本人の見学や実習等を踏まえたマッチング作業を行った上で就労先等を決定しています。今後も利用者のニーズに沿えるようなマッチング作業を進めていきます。	③